

様式第 93 の 2 （第104条関係）（平13経産令29・追加、平13経産令250・平17経産令23・令元
経産令17・一部改正）

（表面）

第		号	
計量法第 168 条の 3 第 4 項の規定による立入検査証			
所属及び氏名			
年		月	日 生
年		月	日 発行
写	発 行 者		印
真			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

(裏面)

計量法（平成4年法律第51号）抜粋

第148条 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出製造事業者、届出修理事業者、計量器の販売の事業を行う者、指定製造者、特殊容器輸入者、輸入事業者、計量士、登録事業者又は取引若しくは証明における計量をする者の工場、事業場、営業所、事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、特殊容器、特定物象量が表記された特定商品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第168条の3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、研究所に、第148条第1項又は第2項の規定による立入検査を行わせることができる。

第175条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(3) 第148条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第176条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

(4) 第148条第2項又は第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。